

令和7年8月21日 開会  
令和7年8月21日 閉会  
第 16 回  
(通算第 242 回)

# 吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 8 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年8月8日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和7年8月21日  
2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 16 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和7年8月21日
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室
応招委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用最適化推進委員                      河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太                      澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧                      本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎</p>
不応招委員	なし
出席委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用最適化推進委員                      河口 貴哉 菊池 美和 杉ノ内 孝太                      澄川 敦馬 田中一成 右田 巧                      本廣 順保 米田 銀次郎</p>
欠席委員	<p>農業委員</p> <p>農地利用最適化推進委員                      齋藤 一政                      田淵 文雄                      安永 桂</p>
欠 員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会	議長は 9時40分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	見川 恒栄 山根 里馬
会期の決定	令和7年8月21日
開 議	令和7年8月21日
備 考	

第 16 回農業委員会  
(通算第 242 回)

令和7年8月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 議案第1号 | 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について   |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について   |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について   |

事務局	<p>本日の欠席の委員さんは、安永さんと、齋藤一政さんと、田淵さんはまだ連絡はいただいてないんですが、農業委員さんは12名の内12名の方が出席されていますので、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として見川委員、山根委員を指名します。</p> <p>議案第1号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明いたします。</p> <p>議案の1ページをご覧ください。</p> <p>今回、議案に上げている農地は、所有者から法務局に対して国庫帰属の申請があった案件です。この申請は、相続によって取得した農地の所有権を国に移す申請です。この農地は再生利用が困難であるため、非農地と判断されれば農地台帳から外すよう農政局から指導がありましたので、今回急いで議案に上げさせていただきました。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>今回、皆さんにご意見をお聞きしたいのは、特殊な案件でして、調査の方は、米田委員さんに現地を確認していただいております。まさしく進入不可の竹藪となっている所なんですけど、報告にはなりますけど、皆さんのご意見の方は拝聴したいと思います。国の帰属になるため農政局の方から、指導がありましたので、これに従う形でございます。米田さん、説明をお願いします。</p>
米田浩司委員	<p>はい、現地は昭和50年代と思うんですが、治山工事で工事用道路となり斜面になっています。それでも草自体は、隣の家の方が毎年何回か刈っとるんですが、もう斜面でもガチガチの、機械やら車が通った跡のようになっていて、角度も急勾配だし農地として使うのは無理かな、と見て思いました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、皆さんご意見無いようでしたら、承認の方に移らさせていただきたいと思います。農業委員さんの挙手を求めます。</p>

	<p>はい、認可されました。</p> <p>第2号議案です。農地法第3条の規定による許可申請が出ておりますので、事務局、説明をお願いします。</p> <p>この案件は、農地の売買をするときに、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があるので、申請が提出されたものとなります。</p> <p>農地の取得を許可する要件は、主に3つあり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農地を取得する人が農地のすべての農地を効率的に耕作すること。</li> <li>②農地を取得する人が農作業に従事すること</li> <li>③周辺地域の営農に支障がないこと です。</li> </ul> <p>委員の皆様には、そのことのご判断をお願いします。</p> <p>1番について説明します。</p> <p>農地の所在は〇〇、地目は畑、面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。</p> <p>今回の申請地は〇〇方面に約300mのところにある農地で、有償譲渡で10aあたり3万円だそうです。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、この農地で野菜を栽培されるそうです。機械はトラクター、などを所有されています。</p> <p>〇〇さんは周囲の農業経営方針を確認して耕作されるので問題ないと思いますが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処するとのことでした。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、現地の方、森下委員さんに見ていただいておりますので、よろしくお願ひします。</p>
森下委員	<p>おはようございます。現地は8月10日に〇〇さん、安永さんと3人で確認をしました。ここの農地につきましては〇〇さんが、この〇〇さんの家も取得される、それに伴って畑も一緒という事で、今は、現状としては除草シートがしてあったんですが、それを取って栽培していく、という事で、県道と町道の間に入っております、県道側に境界があるんですが、そこも地籍調査で確認ができていますので問題はない、という風に思っています。</p> <p>水路も町道側に付いていますが、それ以外は無いので別に問題はない、という風に確認をしたところです。以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。現地の方は、今詳しく確認していただきましたが以上のような事です。それでは皆さんの意見を受けたいと思います。ご意見のある方、挙手をもって、よろしくお願いします。</p> <p>無いようですので、承認の方に移らせていただきます。</p> <p>それでは第2号議案1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、全員でございますので、認可相当と認めます。</p> <p>引き続きまして議案第2号の2番でございます。</p> <p>立河内の案件です。事務局説明、よろしくお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>2番について説明します。</p> <p>農地の所在は〇〇他、合計面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。</p> <p>今回の申請地は〇〇から東に約300mのところにある農地で、有償譲渡ですが、家と一緒に売るので金額は不明だそうです。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、この農地で野菜や果樹を栽培されるそうです。機械は管理機などを借りるそうです。</p> <p>〇〇さんは周辺地域の農業環境も理解しており、周辺地域への影響はないとのことです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、現地の方、河上さんに確認していただいております、よろしくお願いします。</p>
<p>河上委員</p>	<p>おはようございます。事前に〇〇さんと〇〇さんに電話で現場を確認したいと連絡しまして、8月12日に田中委員さんと二人で現地の状況を確認しました。〇〇さんの実家を〇〇さんが買われるという事で、それに付いている畑も譲渡される、という事でした。〇〇さんも、畑だけ残しても管理するのがとても大変、できるかどうか分からない、という事で、一緒に譲渡されることを決めたそうです。〇〇さんも、そうやって一緒に分けてもらえる事を大変喜んでおられました。これからは、ブルーベリーとか、コンニャクなんかもやってみたい、とその辺は農業に対する意欲は感じる事ができました。〇〇さんは、元々〇〇の人なので、両親も近くに住んでおられてまして、そういう色んな作業の手助けも受ける事ができると思います。その周りの農業に対する支障というのは、特別ないと思います。</p>

議 長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。それでは議案第2号2番につきまして、ご意見を求めます。ご意見のある方、挙手を求めます。</p> <p>ございませんか。無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。議案第2号2番につきまして賛成の農業委員さんの挙手を求めます。はい、全員賛成でございますので、認可相当と認めます。</p> <p>農地法第3条、最後の案件でございますが、議案第2号の3番、〇〇の案件ですが、事務局説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3番について説明します。</p> <p>農地の所在は〇〇、面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。</p> <p>今回の申請地は〇〇の国道添いの川側にある農地で、有償譲渡で10aあたり3万円だそうです。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、この農地で野菜を栽培されるそうです。機械は耕うん機などを所有されています。</p> <p>〇〇さんは周辺の農業経営方針を確認して耕作されるので、問題ないと思いますが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処するとのことですので、以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、〇〇の案件につきまして、田村委員さんに確認していただいておりますので、よろしくをお願いします。</p>
田村委員	<p>はい、おはようございます。この案件は〇〇さんの方から約2年前に農業委員会の方に直接相談があった農地でございます。私どもの所で探しておりましたが、なかなか見つからなかった所なんですけど、8月17日、日曜日に〇〇さんと現地の方、確認に行っておりました。現地の方は、約3年間耕作してない為、2mくらいの灌木が10本程度生えている状態になってまして、こちらを〇〇さんの方が木を伐根し、農地に戻して野菜を作りたい、という事でございました。〇〇さんは同じ〇〇の方に住んでいましたが〇〇市の方に引っ越しされたため、〇〇さんの家は現在空家となっております。どうしても作り手がいない、という事で直接〇〇さんをお願いしたところ、了承して買うという事になったそうでございます。〇〇さんは農業もしていますので、特に問題ないと思います。以上です。</p>

議 長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、今、〇〇の案件につきまして、ご意見を受けたと思います。ご意見のある方、挙手をもって、よろしくお願ひします。ごさいませんか。ないようですので、承認の方に移らせていただきます。</p> <p>議案第2号3につきまして、賛成の方の、農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので認可相当と認めます。</p> <p>それでは3ページに移ります。農地法4条の1項につきまして認可申請が出ておりますので、事務局説明よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>この案件は、農地転用の申請です。農地法第4条の規定とは、自分が所有する農地を転用する場合の申請となります。</p> <p>許可の条件はいくつかありますが、周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。例えば、土砂の流出や農業用水などに支障を及ぼすことはないか、周辺の農地の日照などに支障を生じることはないかなどです。</p> <p>農地の所在は〇〇、他合計2筆、合計面積〇〇㎡で、申請者は〇〇さんです。場所は〇〇方面に約300m行ったところではす。</p> <p>転用の目的は墓地と駐車場の建設です。理由は山の中にある墓地を居住地の近くに移し、参拝時の駐車場として利用したい、とのことではす。</p> <p>この農地の区分は第3種農地となります。第3種農地とは高速自動車道の出入口から300m以内のところにある農地で、立地基準では農地転用は原則許可できる場所ではす。</p> <p>また、ここの申請地の隣に自己所有の農地がありますが、墓地の周辺はコンクリート擁壁とし土砂が流出しないようにされます。排水は、雨水しか出ないので自然透過し問題ないと考えますが、近隣より苦情が出た場合は善処されるそうです。</p> <p>転用の確実性を見るため資金を確認しますが、通帳の写しで確認しておりますので、資金面での問題はあります。</p> <p>以上、ご審議をお願ひします。</p>
議 長	<p>はい、それではお墓の案件でございますけど、現地の方、河上委員さんに確認していただいておりますので、よろしくお願ひします。</p>
河上委員	<p>先ほどの3条の件と同じように8月12日に、譲り渡しされる〇〇さんと確認しまして、特別周りに支障をきたすような環境ではない、と思います。</p>
議 長	<p>はい、どうもありがとうございました。〇〇さんの墓地の案件ではす、それでは</p>

	<p>皆さんの意見を受けたいと思います。ご意見のある方、挙手をもってよろしくお願 いします。</p> <p>ございませんか。無いようでしたら賛否の方に移らせてもらいます。</p> <p>それでは第3号の1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。はい、 ありがとうございます、全員賛成ですので、認可相当と認めます。</p> <p>続きまして4ページに移らせていただきます。</p> <p>農地法5条1項の規定によります認可申請が出ておりますので事務局説明お願 いします。</p> <p>この案件は、農地転用の申請です。農地法第5条とは、農地の権利移動を伴う農 地転用で、農地を買って建物などを建てる場合の申請となります。</p> <p>許可の要件として、いくつかありますが、委員の皆様は周辺の農地の営農に支障 が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。</p> <p>農地の所在は〇〇、地目が畑、面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡し人は〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。</p> <p>農地の場所は、議案3号の〇〇さんが墓地を建設されるところの隣です。転用の 理由は墓地の建設です。</p> <p>転用の確実性については、転用に係る費用は、全額自己資金で賄うということで、 通帳の写しで残高を確認しており資金面での問題はありません。</p> <p>次に2番についてですが、この農地の隣なので、一緒に説明します。</p> <p>場所は〇〇、面積〇〇㎡、〇〇さんから〇〇さんへ譲渡します。</p> <p>理由は同じく墓地です。</p> <p>資金は通帳の写しで残高を確認しており資金面での問題はありません。</p> <p>土地の造成は先ほどの〇〇さんと同様で、問題はないと思われます。</p> <p>土地改良区からは特に意見なしということです。</p> <p>以上、ご審議を行います。</p>
事務局	
議 長	<p>それではですね、案件2件ほどあります。両方とも〇〇で一緒でございますので 河上委員さん、両方をお願いいたします。</p>
河上委員	<p>先ほどの件と同じですが、譲渡される〇〇さんと譲り受けた〇〇さんと〇〇さん の3者一緒に来ていただいて、現地を確認をさせていただきました。特に周りへの 農地への支障とか、そういう事はないと思われます。それで、墓地の方も作る計画 は、ほぼ出来とるそうで、この許可がおり次第、作業に入りたい、と言っておりま</p>

議長	<p>した。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。それでは、4号につきまして1番2番、一緒にご質問受けたいと思います。ご質問ある方、挙手をよろしくお願ひします。</p> <p>いかがでしょうか。無いようでしたら賛否の方に移らせていただきます。</p> <p>議案第4号1番2番同時に認可を受けたいと思います。1番2番賛成の方の農業委員さんの挙手を求めます。はい、全員賛成ですので、認可相当と認めます。</p> <p>以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">午前 9時 40分閉会</p>
----	--